

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 複数事業所での社会保険加入 —

Q: 当社の役員が他社の役員も兼務し、その会社から報酬も受けることになりました。今後、社会保険の加入や保険証、保険料額はどのようにすればよいのでしょうか？

A: 社会保険では、被保険者が同時に複数の適用事業所で被保険者資格を満たす場合、**被保険者の届出**(「被保険者所属選択届・二以上事業所勤務届」)により、**主たる事業所を選択して管轄する年金事務所等を決定**します(「二以上事業所勤務」)。二以上事業所勤務は、ご質問のような役員の兼務の他、従業員が**自社と副業先の両方で短時間労働者の加入要件を満たす場合**などがあります。

資格取得届等の手続は各事業所が自身の事業所での報酬額等について届け出しますが、**健康保険証は選択した事業所のものが有効**です。

保険料については、各事業所での報酬月額を**合算した月額により標準報酬月額を決定**し、それによる保険料額を**各事業所の報酬月額に基づき按分**します。例えば報酬月額がA社35万円・B社25万円の場合、**他社での報酬額を把握する必要はなく、それぞれ自社での報酬月額を届け出**します。両社の報酬月額合計60万円から標準報酬月額は59万円となるので、保険料額は以下ようになります(※保険料額は決定・変更のつど年金事務所より通知されます)。

A社: 59万円×保険料率×35万円/60万円

B社: 59万円×保険料率×25万円/60万円

随時改定手続(月額変更届)の際も**自社のみの報酬月額で判断し手続**して頂きます。その結果、等級改定や按分割合の変更があれば、他社にとっては突然、変更等の通知が届くことになります。



法改正ニュース

— 特定理由離職者に該当する理由の追加 —
令和5年4月1日以降に、**配偶者(事実婚を含む)**から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受け、**加害配偶者との同居を避けるため住所又は居所を移転**したことにより離職した方は、**特定理由離職者**として雇用保険求職者給付の給付制限を受けないこととなりました。

上記が認められるためには、下記①又は②のいずれかと、**住所又は居所を移転したことが確認できる書類**が必要になります。

- ①**保護命令**に係る書類の写し(裁判所が発行)
- ②**配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書**(婦人相談所等が発行)

最近のニュースから

介護離職等による経済損失約9.2兆円

働きながら介護を行う「ビジネスケアラー」の離職や労働生産性低下に伴う経済損失が、ビジネスケアラーが最多の318万人となる2030年に約9.2兆円に上ることが、経済産業省の試算でわかった。同省では今後、企業に両立支援に向けた取組みを促すため、介護をしながら働く社員を支援する企業向け指針の作成や、「健康経営銘柄」の評価基準に介護との両立を加えるなどを検討する。

子育て支援・女性活躍推進企業に 優遇措置 補助金受けやすく

経済産業省は、子育て支援や女性活躍の取組みに積極的な中小企業に対し、「事業再構築補助金」や「ものづくり補助金」などの補助金を受けやすくする優遇措置を設ける方針。「くるみん認定」(子育て支援)や「えるぼし認定」(女性活躍推進)を得た企業などを優遇措置の対象とする。